

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「歯科医師」の下に「、薬剤師」を加える。

第五条第一項中「以下」の下に「この項において」を加える。

第五条の三を次のように改める。

第五条の三 各議院の委員長又は両議院の合同審査会の会長は、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について許可をするに当たつては、当該証人が公務員以外の者であるときは、その人権の保護に特に配慮しなければならぬ。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。



## 理由

業務上の秘密に係る証言拒絶の対象者に薬剤師を含めるとともに、委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可できるようにし、あわせて証人が公務員以外の者であるときはその人権の保護に特に配慮する等の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。